



あなたの「学びたい」を支援します ～修学支援制度～

高等学校等就学支援金

高等学校等に在学している生徒に対して、授業料に充てる支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するための制度(返済は不要)です。
下記要件を全て満たす方が対象となります。

- 要件**
- 生徒が高等学校、専修学校高等課程等に在学していること。
 - 生徒が日本国内に住所を有していること。
 - 保護者等の市町村民税の課税標準額に6%を乗じた額から市町村民税の調整控除額を差し引いた額(両親がいる場合は2名の合算額)が304,200円未満であること。
- ※令和7年度は、上記計算式による判定金額が304,200円以上であっても、授業料に充てる高校生等臨時支援金の対象となります。

支給額

	全日制	定時制	通信制
公立	9,900円/月	2,700円/月	単位制 1単位 310円 単位制 1単位 4,812円 上記以外 9,900円/月
私立	9,900円/月 (年収590万円以上) 33,000円/月 (年収590万円未満程度)	—	単位制 1単位 12,030円 上記以外 24,750円/月

〈青森県私立高等学校等就学支援費補助金〉
年収590～710万円未満程度の場合、県が上乗せして補助します。
(9,900円/月(全日制の場合))
年収590万円未満程度の場合、県が上乗せして補助します。
(2,000円/月(全日制のみ))
また、生活保護受給世帯及び非課税世帯の場合には、新一年生の入学金についても支援します。(上限50,000円/年)

※保護者等の離職や傷病等、家計が急変した世帯のための支援制度もあります。

申請手続 在学する学校から申請手続きのお知らせがありますので、それに従って申請手続きを行ってください。

問(公立)各公立高校又は教育庁学校施設課
TEL.017-734-9873



(私立)各私立高校又はこども家庭部県民活躍推進課
TEL.017-734-9869



高校生等奨学のための給付金

授業料以外の教育費負担を軽減するため、一定の要件を満たす高校生等の保護者等に給付金を給付する制度(返済は不要)です。
下記要件を全て満たす方が対象となります。

- 要件**
- 高校生等が高等学校等に在学していること。
 - 高校生等が高等学校等就学支援金の受給権者、学び直し支援金の受給権者又は家計急変世帯への支援として実施した授業料減免措置の受給権者であること。
 - 高校生等が平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者であること。
 - 保護者等が青森県内に住所を有していること。

支給額

対象者	世帯の区分 (道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額)	国公立(年額)		私立(年額)	
		通信制以外	通信制	通信制以外	通信制
高校生等	生活保護(生業扶助)受給世帯	32,300円		52,600円	
	非課税世帯	143,700円	50,500円	152,000円	52,100円
専攻科に通う生徒	①非課税世帯	50,500円		52,100円	
	②105,500円未満である世帯	10,100円		10,420円	
	③264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯(①、②を除く)	10,100円		10,420円	

※保護者等の離職や傷病等、家計が急変した世帯のための支援制度もあります。

申請手続 在学する学校から申請手続きのお知らせがありますので、それに従って各学校へ申請書類を提出してください。

問(国公立)各公立学校又は教育庁学校施設課
TEL.017-734-9873



(私立)各私立高校又はこども家庭部県民活躍推進課
TEL.017-734-9869



※上記の内容は、令和7年度のものであり、国の制度改正などにより内容が変更となる場合があります。

大学奨学生募集

大学在学中に必要な経費に充てるための無利子の奨学金です。

申込資格 令和8年4月に大学入学見込みの方で、保護者が青森県民であり、他の団体等から奨学金の貸与予定がない方(他の奨学金との併給はできませんが、併給(同時に貸与を受けること)はできません。ただし、給付型奨学金に限り併給が可能です。)

募集人員 90人

貸与月額及び貸与期間 月額44,000円 4年間総額2,112,000円
医学科等の場合は、6年間総額3,168,000円

返還 無利子で、貸与終了後1年据え置き、貸与期間の2倍の期間内(ただし、8年を超える場合は8年間)で全額返還。また、失業等で返還が困難になった場合は、返還猶予制度があります。

申込方法 県内の各高校及び各教育事務所に備え付けの願書に必要事項を記入の上、添付書類とともに、令和8年3月に高校を卒業予定の方は在学が指定する期日までに同校へ、それ以外の方は令和8年3月25日(水)までに青森県育英奨学会へ提出してください。

詳しくは、
県庁HP
「大学奨学金」
検索



問 青森県育英奨学会(教職員課内) TEL.017-734-9820

教育支援資金

低所得者世帯の方々にお子さんの修学資金の貸付を行います。

対象 他の貸付制度の利用が困難で、償還と自立が見込まれる低所得者世帯の方

貸与限度額

教育支援費/月	就学支度費
高等学校	35,000円以内
高等専門学校・短期大学	60,000円以内
大学	65,000円以内

※教育支援費については、特に必要と認める場合に限り、貸与限度額の1.5倍の額まで貸付可能です。

返還 無利子で、卒業後6か月以内据え置き、20年以内に返還。

申込方法 下記問い合わせ先までご相談ください。

問 お住まいの市町村にある社会福祉協議会又は、
青森社会福祉協議会地域福祉課 TEL.017-723-1391(代表)



母子父子寡婦福祉資金(修学資金・就学支度資金)

母子家庭・父子家庭・寡婦の方々にお子さんの修学資金等の貸付を行います。

対象等 母子家庭の母が扶養する児童、父子家庭の父が扶養する児童、父母のいない児童又は寡婦が扶養する子

対象経費 修学するための授業料、書籍代、通学費等及び就学するための被服等の購入に必要な資金

返還 無利子で貸与終了後6か月据え置き、20年以内に返還

申込方法 お住まいの地区の右記問い合わせ先までご相談ください。

(※青森市・八戸市にお住まいの方は青森市子育て支援課子育て家庭支援チームに、八戸市にお住まいの方は八戸市こども家庭相談室にお問い合わせください。)

貸与限度額 ※高校、大学の場合は、下の表にかかわらず、実際に貸付を受けられる金額は、申請される方の所得や高等教育の修学支援新制度の対象となるかどうかにより変更となります。

■修学資金月額 修学期間中、毎月貸付が行われます。

	国・公立		私立	
	自宅通学者	自宅外通学者	自宅通学者	自宅外通学者
高校	27,000円	34,500円	45,000円	52,500円
大学	71,000円	108,500円	108,500円	146,000円

■就学支度資金 原則就学前に1度のみ貸付が行われます。

	国・公立		私立	
	自宅通学者	自宅外通学者	自宅通学者	自宅外通学者
高校	150,000円	160,000円	410,000円	420,000円
大学	420,000円	430,000円	580,000円	590,000円

問	中央福祉事務所(平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村)	017-734-9950
	中南福祉事務所(弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、板柳町、西目屋村、田舎館村)	0172-35-1622
	三戸福祉事務所(三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、おいらせ町、新郷村)	0178-27-4435
	西北福祉事務所(五所川原市、つがる市、鰐ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町)	0173-35-2156
	上北福祉事務所(十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村)	0176-62-2145
	下北福祉事務所(むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村)	0175-22-2296
	青森子育て支援課子育て家庭支援チーム	017-734-5334
	八戸市こども家庭相談室	0178-38-0703